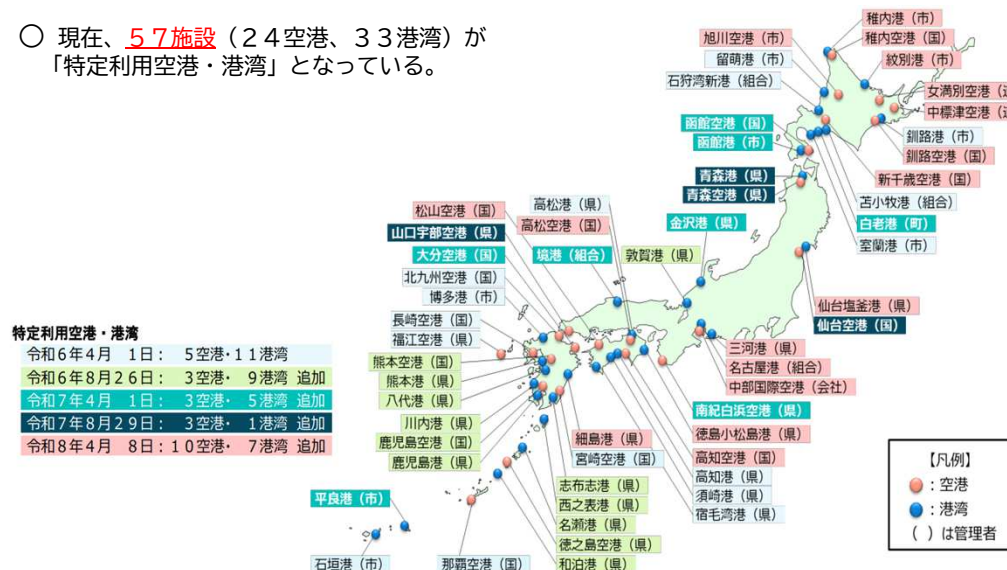


1 「特定利用空港・港湾」の概要

- 政府は、総合的な防衛体制の強化のため、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としている。
- 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図るとともに、平素から円滑な自衛隊の輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊駐屯地等とのアクセス向上に向け、道路ネットワークの整備を図るものとされている。
- 平素の訓練等を通じて自衛隊・海上保安庁が空港・港湾の特性を習熟することで、災害時の対応などにおいてもより迅速、かつ、安全に人員や物資を輸送等することができるようになる。

2 全国の状況（令和8年4月8日現在）

- 現在、**57施設**（24空港、33港湾）が「特定利用空港・港湾」となっている。



3 「特定利用空港・港湾」の利用について

- インフラ管理者と自衛隊・海上保安庁等との間で「**連絡・調整体制**」を構築し、自衛隊・海上保安庁の利用計画などについて意見交換や情報共有を実施。
- 空港・港湾の利用において生じ得る課題を早期に把握・解決することで、**これまで以上に自衛隊・海上保安庁の円滑な利用が可能**になる。



戦闘機の離着陸訓練



航空機への物資搭載訓練



艦艇への物資搭載訓練



防災訓練

4 政府からの説明状況

- 7月10日、政府から県に対し、山形空港、庄内空港、酒田港を「特定利用空港・港湾」に追加したい旨の説明がありました。

◇ 説明者：政府（内閣官房、防衛省、国土交通省、海上保安庁）

◇ 説明の概要

- （1）山形空港、庄内空港、酒田港が選定された理由について
 - ・ 3施設が、例えば陸上自衛隊神町駐屯地など、部隊等の所在地の近傍に所在している
- （2）訓練内容の想定について
 - ・ 訓練は、年数回程度を想定している
 - ・ 自衛隊による国民保護のための訓練、戦闘機や輸送機による離着陸訓練、護衛艦等の離岸・接岸の訓練のほか、海上保安庁による災害対応、人命救助等への対応に必要な訓練等を想定している
- （3）地元に期待される効果について
 - ・ 平素から施設の利用調整の枠組みを設けることにより、災害対応等の緊急時においても円滑な利用調整が可能となる
 - ・ 自衛隊・海上保安庁が、平素の訓練等により空港・港湾の特性を習熟することで、災害対応等の緊急時においても人員や物資の輸送等をより迅速、かつ安全に行うことができるようになる
- （4）施設整備に対する支援について
 - ・ 既存事業について、事業の促進を図る
 - ・ 新規事業採択にあたっては、他の公共事業と同様に、まずはコスト・ベネフィット分析等を行い、民生利用の必要性をしっかりと確認したうえで、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、整備の実施について判断する
- （5）騒音等に対する地域への配慮について
 - ・ 訓練等の実施に当たっては、自衛隊機による利用が空港周辺の方々に及ぼす影響が最小限となるように努めていく

5 今後の対応方針

- 政府からの説明内容を十分確認するとともに、関係自治体等の意見を踏まえて判断していく